

## 令和3年度 熊本県修学旅行補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この事業は、熊本県外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する、熊本県内を周遊する修学旅行を取扱う補助事業対象者に対し、予算の範囲内において、修学旅行補助金を交付することにより、県内での修学旅行実施を促進し、熊本地震などの影響で落ち込んだ修学旅行の需要回復を図る。

### (補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた旅行会社で、第4条に規定する補助要件の全てを満たす修学旅行を取扱う者とする。

### (補助対象期間)

第3条 下記の期間に実施される修学旅行とする。

令和3年9月13日（月）出発から令和4年3月18日（金）帰着分まで

### (補助要件)

第4条 以下の要件を全て満たし、(公社)熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）会長に補助金を申請し、連盟会長（以下「会長」という。）が承認した旅行を対象として、予算の範囲内で助成する。

- (1) 熊本県外の学校が学校行事として行う修学旅行であること。
  - (2) 熊本県内に住所を有する宿泊施設に1泊以上宿泊すること
  - (3) 熊本県内に住所を有する観光施設等（教育プログラム、体験、食事及び土産店等）を2箇所以上訪問すること。
  - (4) 新規校であること※
- ※過去2カ年度、修学旅行で熊本に宿泊していない学校を新規校とする。

### (補助対象経費、補助金額及び補助限度額)

第5条 補助対象修学旅行の補助対象経費は、第4条の補助要件を満たす旅行における、貸切バスの借上費及び宿泊費とする。

2 補助金額は以下のとおりとする。なお、補助金を申請する者は、(1)又は(2)のいずれかを選択のうえ、申請しなければならない。

- (1) 貸切バス借上費 貸切バス1台当たり50,000円
- (2) 宿泊費 1人1泊2,000円

3 貸切バスの借上費が第2項第1号に定める補助金額を下回る場合は、貸切バスの借上費を補助限度額とする。

(申請手続き)

第6条 補助金を申請しようとする者(以下「申請者」)は、原則、修学旅行出発日の14日前までに下記により会長あてに必要な書類を提出しなければならない。

補助金の申請受付は、補助予定額に達した時点で終了とする。

(1)提出先

〒 862-0905 熊本市中央区水前寺6-5-19

公益社団法人熊本県観光連盟

TEL 096-382-2660

(2)提出方法

持参又は郵送

(3)提出部数

1部

(4)提出書類

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- ① 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- ② 修学旅行行程表
- ③ 新規校証明書(別記第2号様式)
- ④ 誓約書(別記第3号様式)

(交付決定)

第7条 会長は、第6条による補助金交付申請書の内容を審査の上、熊本県修学旅行補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(計画の変更及び交付額の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、修学旅行の計画変更(中止)する場合は、速やかに変更(中止)承認申請書(別記第5号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の変更(中止)承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し適切と認めるときは、補助金交付額の変更を決定し、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、修学旅行終了日の翌日から起算して14日以内に会長に下記の書類を提出しなければならない。ただし、令和4年3月18日(金)帰着分の実績報告については、令和4年3月31日(木)までに提出しなければならない。なお、期限までに提出がない場合は、補助金を請求する権利を自ら放棄したものとみなす場合がある。

(1)提出先

〒 862-0905 熊本市中央区水前寺6-5-19

公益社団法人熊本県観光連盟

TEL 096-382-2660

(2)提出方法

持参又は郵送

(3)提出部数

1部

(4)提出書類

※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- ① 完了報告書（別記第6号様式）
- ② 請求書（別記第7号様式）
- ③ 宿泊証明書（別記第8号様式）
- ④ 貸切バスの台数費用が分かるもの（バス会社からの請求書写し・領収書の写し等）

（補助金額の確定及び支払い）

第10条 会長は、前条による修学旅行催行後の完了報告があった場合、内容を審査し、催行された修学旅行が第4条及び第5条に定める要件等に合致するときは、補助金額の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により確定した補助金を申請者の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（交付決定の取り消し、補助金の返還）

第11条 会長は、補助金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し、又は、交付した補助金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、補助金を交付することが適当でないと会長が認めたとき
- (3) その他、補助金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき

（その他）

第12条 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置区域となった時点で、当該地域からの新規予約の受付を停止する。

第13条 この要項に定めのない事項については、連盟が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年8月30日から施行する。